平成２３年（フ）第９７号
新潟県三条市曲渕３丁目22番40号
債務者　佐藤　禎昭
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
新潟地方裁判所三条支部
平成２４年（フ）第１号
静岡県伊東市八幡野696番地
債務者　森　　裕子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係
平成２３年（フ）第５０９号
愛知県一宮市和光２丁目８番34―503号　市営和光住宅
債務者　平野　峰乃（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２４年（フ）第８号
愛知県一宮市時之島字妙光寺74番地１　ラフィネ粧201号
債務者　佐藤　広行
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２４年（フ）第１１号
愛知県一宮市丹陽町伝法寺字上蜻蛉1082番地　メゾン・ド・ヴィラージュ202号
債務者　中村さつき
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２３年（フ）第１５６０号
堺市南区宮山台４丁３番26―105号
債務者　鬼島　隆一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第１６５６号
大阪府富田林市梅の里２丁目28番17号、元事業所所在地大阪府富田林市旭ヶ丘町９―28
債務者　やきにく金太郎こと　相良　耕司
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第１７５８号
大阪府羽曳野市はびきの６丁目410番地の10
債務者　山口真紀子
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第１７７８号
堺市北区東浅香山町３丁145番地１　浅香山団地10―306号
債務者　近藤　純一
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第１７８２号
堺市堺区材木町西１丁１番７号　塚本文化西１号熊田方、前住所大阪府四条畷市中野新町８番７号
債務者　平岡　創作
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第６号
堺市北区東浅香山町３丁31番地　大阪府営浅香山住宅23棟201号
債務者　山成　杏奈（旧姓柿原）
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第２２号
堺市西区浜寺石津町西３丁４番28号　ハイグレードワダ403号、前住所大阪市阿倍野区相生通１丁目２番16号、元事業所大阪市西成区聖天下１丁目６―９　春日マンション１Ｆ
債務者　お好みハウスたろさこと　大角　　誠
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２４年（フ）第５３号
堺市南区原山台５丁１番５―306号
債務者　寺師　まり
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月29日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係
平成２３年（フ）第１１５号
北海道岩見沢市幌向南３条４丁目290番地９
債務者　吉岡　春光
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２３年（フ）第１３０号
北海道岩見沢市大和２条７丁目８番地
債務者　小林　洋子
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部
平成２３年（フ）第４９９号
岩手県奥州市胆沢区若柳字箸塚277番地
債務者　上舘　菜美
1　決定年月日時　平成24年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
盛岡地方裁判所第２民事部
平成２４年（フ）第３７号
名古屋市昭和区石仏町２丁目１番地の９　タマキビル302号
債務者　手代木　伸
1　決定年月日時　平成24年２月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部